

鳴門市サイクリスト受入環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大鳴門橋自転車道の完成を見据え、本市の自転車による観光（以下「サイクルツーリズム」という。）振興のため必要な受入環境整備の充実を目的とし、サイクリスト受入環境整備に関する事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で、鳴門市サイクリスト受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、別表1に定める者（以下「事業者等」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者等が行うサイクリスト受入環境整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業の種類及び内容については、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第3条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を除いた額で交付申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 条例第5条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号により市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内、自転車については5年以内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前項の財産を処分等することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に納付させることがあること。

(6) 次に掲げる事項の一に該当すると市長が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、市長に返還しなければならない場合があること。

ア 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合

イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合

ウ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合

エ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合

オ 確定のための検査を受けることができない場合

カ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がないなど、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合

(7) 前6号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(状況報告)

第7条 条例第9条の規定による報告は、実施状況報告書(様式第7号)によるものとし、必要に応じて別途市長が要求するところにより報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 条例第11条の規定による報告は、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第8号別紙)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、市長が必要と認めた時は、概算払をすることができる。

2 前条の通知を受けた事業者等は、速やかに補助金請求書(様式第9号)により市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について精算払又は概算払をするものとする。

(補助金の経理)

第10条 この要綱に基づく補助金に関する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(財産の管理等)

第11条 事業者等は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業者等は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え管理しなければならない。また、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

3 市長は、事業者等が取得財産等を処分することにより収入があり、又は見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第12条 取得財産等のうち、条例第19条の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、次のいずれかに該当するものとする

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) 自転車

(3) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

2 条例第19条に定める財産の処分を制限する期間は、自転車については5年間、それ以外のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 事業者等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第13条 事業者等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 事業者等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。

3 本条の規定は補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助事業	補助対象者
レンタサイクル拠点整備事業	<p>鳴門市内の観光協会等（観光の振興を目的として、複数の観光関係の事業者で構成される団体）又は鳴門市内に本社（個人事業主においては住所）若しくは事業所を置く事業者。ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）宗教法人が管理又は運営するもの （イ）市税に滞納があるもの （ウ）代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等に該当するもの
サイクリストに優しい宿整備事業	<p>旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を得た宿泊事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の届出をした住宅宿泊事業者で、鳴門市内に事業所を有するものとする。ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設 （イ）宗教法人が管理又は運営するもの （ウ）市税に滞納があるもの （エ）代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等に該当するもの

別表2（第3条関係）

1. レンタサイクル拠点整備事業	
補助事業内容 （補助対象経費）	<p>(1) 自転車の貸出事業に要する備品類（自転車、自転車付属物品、バイクラック、空気入れ、工具等）の購入を行うもの</p> <p>(2) レンタサイクル拠点の施設整備を行うもの</p>
補助率及び限度額	<p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>（1事業者につき1,000千円を上限とする。）</p> <p>※補助金の同一団体等への交付は、同一年度内において1回までとする。</p>
2. サイクリストに優しい宿整備事業	
補助事業内容 （補助対象経費）	<p>(1) 自転車を組み立てた状態で客室への持ち込みを可能とする整備、又は、自転車を組み立てた状態で一般客の立ち入らない施設可能な場所で保管を可能とする整備を行うもの</p> <p>(2) 宿泊事業者および住宅宿泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの。</p> <p>対象設備</p> <p>(ア) スポーツバイク対応の空気入れ</p> <p>(イ) 自転車修理工具</p>
補助率及び限度額	<p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>（1宿泊施設につき50千円を上限とする。）</p> <p>※補助金の同一宿泊施設への交付は、同一年度内において1回までとする。</p>

※留意点

- 1 経費の配分が、20%以上変更となる場合は補助事業計画の変更を行うこと。
- 2 公的資金の使途として社会通念上不適切と判断する経費は補助対象外とする。
- 3 補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等によってはその経費の一部又は全額を補助対象としない場合がある。